

令和 4 年 6 月 5 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(A)（一般）

研究期間：2017～2021

課題番号：17H00958

研究課題名（和文）アジア国際私法原則の拡充・改善・実施

研究課題名（英文）Expansion, Improvement and Implementation of Asian Principles of Private International Law

研究代表者

高杉 直（Takasugi, Naoshi）

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：60243747

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 24,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究プロジェクトでは、アジア地域における国際私法の共通原則である「アジア国際私法原則（APPIL: Asian Principles of Private International Law）」の「拡充」および「改善」に向けた研究、並びに、アジア国際私法原則の「実施」に向けた研究を行った。同時に、この研究過程において必要とされる「場」としての「アジア国際私法研究者ネットワーク」を整備し、この場を利用して、アジア諸国の国際私法に関する詳細な比較研究を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究プロジェクトにより、一定範囲において、アジア各国の国際私法の内容と、アジアの国際私法の共通原則が明らかになった。本研究の成果は、長期的には、将来のアジア地域における統一国際私法作成のための基礎資料となるものと思われる。特にアジア地域では「国際私法典」を有していない国も多く、中期的には、本研究に關与する各国の専門家を通じて、アジア各国における国際私法立法の際の参照資料として利用されることが期待される。また、本研究プロジェクトには法律実務家も關与しており、本研究成果が実務で利用されることにより、アジア地域での国際私法実務の調和にも資することができよう。

研究成果の概要（英文）：This project conducted research into the 'expansion' and 'improvement' of the Asian Principles of Private International Law (APPIL), which are common principles of private international law in the Asian region, as well as research into the 'implementation' of the Asian Principles of Private International Law. The project also aimed at the "implementation" of the Asian Principles of Private International Law. In this research project, we intended to develop the Network of Asian Private International Law Researchers as a necessary 'fora' in this research process and conduct detailed comparative research on private international law in Asian countries.

研究分野：国際私法

キーワード：国際私法 アジア 法原則

1. 研究開始当初の背景

本研究は、研究代表者および研究分担者がこれまで行ってきたアジア地域における国際私法の協調・協力体制に向けた4つの共同研究、すなわち「アジア地域の国際環境問題に対処するための民事的協調体制の構築に向けた研究」、「東アジアにおける涉外私法に関わる法制度の調整的整備と相互協力に関する拠点形成研究」、「東アジアにおける国際民商事紛争解決システムの構築」、「『アジア国際私法原則』の研究」の成果を基礎として、これらの研究成果を一層深化・発展させるものであった。

上記の共同研究の過程で、「財産法・取引法の分野」における多くの事項に関して、東アジア・東南アジアにおいて国際私法の共通原則の策定が可能であること、および、「家族法の分野」における共通原則の策定には、各国の法内容の相違が大きいため、一層時間をかけた慎重な検討が必要であること、が判明した。また、東アジア・東南アジア諸国の代表によって策定された共通原則は、大陸法・英米法・イスラム法などの多様な法文化を反映するものであり、他のアジア諸国においても妥当する蓋然性が高いこと、共通原則を策定しても、それが実施されなければ、国際調和の実現や学術研究の社会還元観点から不十分であり、何よりも共通原則の実施に向けた研究が不可欠であること、精確な比較法研究のためには、各国の専門家による共同研究が最も効率的であること、も判明した。

2. 研究の目的

本研究は、アジア地域における国際私法の共通原則である「アジア国際私法原則(APPIL: Asian Principles of Private International Law)」の「拡充」および「改善」に向けた研究、並びに、アジア国際私法原則の「実施」に向けた研究を行うことを主目的とする。同時に、この研究過程において必要とされる「場」としての「アジア国際私法研究者ネットワーク」および「アジア国際私法フォーラム」を整備・拡充すること、そしてこの場を利用して、アジア諸国の国際私法に関する詳細な比較研究を行うことも、本研究の補足的な目的である。

具体的には、家族法分野のアジア国際私法原則の策定、および、他のアジア諸国でもアジア国際私法原則が妥当するかの検討を行う。また、当事者や、裁判所、仲裁廷、調停人等の紛争解決の場におけるアジア国際私法原則の利用・適用・活用に向けて、既に構築されているアジア各国の国際私法の専門家のネットワークを更に拡充した上で、共同研究を行うことを目的としている。

3. 研究の方法

本研究では、「アジア国際私法原則」の改善とその実施方法の検討という研究目標を達成するため、わが国の国際私法の主要分野のエキスパートと目される研究者を、年齢構成等をも加味しながら組織化した上で、中長期的な学術交流を遂行する意思と能力を有する外国の研究者を協力者として配置した。多様な意見を汲み取って慎重に共通原則の策定・改善・実施に向けた研究を行うため、報告担当者も研究組織内に限定せず、当該分野に最適の研究者に協力を依頼する。また、多くの研究者に「開かれた」形で「議論の場」を提供するため、内外で研究集会・国際シンポジウムを多数開催すると共に、インターネットを利用して、情報交換および議論を進める。

4. 研究成果

本研究の第1の成果として、「アジア国際私法原則」の策定・拡充・改善に関する公刊物があげられる。たとえば、アジア国際私法原則を紹介するものとして、次のものがある。

・ Naoshi Takasugi and Beligh Elbalti, "Asian Principles of Private International Law" in Girsberger et al. (eds), *Choice of Law in International Commercial Contracts* (Oxford University Press, 2021), pp.399-413

・ UEMATSU Mao, "APPIL (Asian Principles of Private International Law) and its Perspective Regarding International Jurisdiction", *Ritsumeikan Law Review*, No.37, pp.35-49 (2019)

・ 高杉直「アジア国際私法原則 (APPIL) について」同志社法学 69 巻 7 号 277 頁-294 頁 (2018)

・ Weizuo Chen and Gerald Goldstein, "The Asian Principles of Private International Law: objectives, contents, structure and topics on choice of law", *Journal of Private International Law*, vol.13, No.2, pp.411-434 (2017)

本研究の第2の成果として、アジア諸国の国際私法の比較研究に関する公刊物があげられる。特に、Bloomsbury Publishing (Hart Publishing)社から刊行されている「*Studies in Private International Law - Asia* (アジア国際私法研究)」のシリーズは、本研究においても中心的な役割を果たした Anselmo Reyes 教授がシリーズ編集者となって刊行したものであり、同シリーズの多くの書籍にも本研究グループの参加者が関与している。

同シリーズは、現時点までに次の書籍が公刊されている（今後も相当数の書籍が公刊の予定である）。

- ・ Kazuaki Nishioka and Yuko Nishitani, *Japanese Private International Law* (2021)
- ・ Stellina Jolly and Saloni Khanderia, *Indian Private International Law* (2021)
- ・ Anselmo Reyes and Wilson Lui (eds), *Direct Jurisdiction* (2021)
- ・ Xiaohong Liu and Zhengyi Zhang (eds), *Chinese Private International Law* (2021)
- ・ Afifah Kusumadara, *Indonesian Private International Law* (2021)
- ・ Anselmo Reyes (eds), *Recognition and Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters* (2019)

これら書籍以外にも、本研究を通じて得た知見に基づき、本研究に関与した内外の者によって多数の論文が公刊されている。

本研究の第 3 の成果として、アジア地域における法律実務家（とくに裁判官、仲裁人および調停人となっている専門家）との交流があげられる。国内外での国際シンポジウム等を開催することで、これらに参加した実務家との間で、アジア国際私法原則の存在と内容について意見交換を行っている。

本研究の第 4 の成果として、アジア地域および世界的な国際私法の専門家ネットワークの構築があげられる。特に本研究グループを発展させる恒常的な研究組織として「アジア国際私法学会」が設立された。今後、アジア国際私法学会において、継続的に、「アジア国際私法原則」の策定・拡充・改善が図られる予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Naoshi TAKASUGI	4. 巻 1
2. 論文標題 Setting Aside of Arbitral Awards under the Japan Arbitration Act Recent Decisions by the Japanese Courts	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Japan Commercial Arbitration Journal	6. 最初と最後の頁 50-57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小塚 荘一郎・高杉 直	4. 巻 34
2. 論文標題 ラテンアメリカにおける法統一 『米州』と『中南米』の間	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 202-210
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高杉 直	4. 巻 5
2. 論文標題 国際養子縁組	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 二宮周平・渡辺惺之編『現代家族法講座・第5巻・国際化と家族』	6. 最初と最後の頁 205-235
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高杉 直	4. 巻 68
2. 論文標題 仲裁合意の準拠法・再論 英国最高裁2020年10月9日のEnka判決を契機として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 10-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高杉 直	4. 巻 14号
2. 論文標題 「国際調停に関する国際私法上の諸問題 『京都国際調停センター』と『シンガポール調停条約』の紹介を兼ねて」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『仲裁とADR』	6. 最初と最後の頁 58頁-64頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高杉 直	4. 巻 72巻11号
2. 論文標題 「国際法務人材育成の必要性と今後の課題」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『法律のひろば』	6. 最初と最後の頁 25頁-30頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高杉 直	4. 巻 信山社
2. 論文標題 国際商事仲裁における仲裁人の資格と公正性・独立性 忌避の場面を中心に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 澤田壽夫先生追悼 『国際取引における現代的課題と法』	6. 最初と最後の頁 479頁-501頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 ショーン・ハイゼンガ=高杉 直	4. 巻 2017-2号
2. 論文標題 裁判管轄権ルールに関する日米法の比較検討	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『アメリカ法』	6. 最初と最後の頁 196頁-215頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高杉 直	4. 巻 26
2. 論文標題 国際投資仲裁判断の執行 国際商事仲裁との比較	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日本国際経済法学会年報	6. 最初と最後の頁 52頁-73頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高杉 直	4. 巻 69(7)
2. 論文標題 アジア国際私法原則 (APPIL) について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 277頁-294頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高杉 直	4. 巻 276
2. 論文標題 日本における外国判決および外国仲裁判断の承認・執行	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法政論集	6. 最初と最後の頁 411頁-430頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件 (うち招待講演 3件 / うち国際学会 4件)

1. 発表者名 Naoshi TAKASUGI
2. 発表標題 「Establishment of the Japan International Mediation Centre」
3. 学会等名 『The 3rd Asia-Pacific Mediation Conference』 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Naoshi TAKASUGI
2. 発表標題 「Current State of International Business Law in Japan: Focusing on the Implementation of Uniform Law Treaties」
3. 学会等名 『2019 Current State of International Business Law in Asia』(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Naoshi TAKASUGI
2. 発表標題 Asian Principles of Private International Law
3. 学会等名 The 20th Congress of the International Academy of Comparative Law(国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Naoshi TAKASUGI
2. 発表標題 The Establishment of the Japan International Mediation Centre
3. 学会等名 Multi-tier Approach to the Resolution of International Disputes: A Global and Comparative Study(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Naoshi Takasugi
2. 発表標題 What is the Best Resolution System for International Commercial Disputes: Litigation, Arbitration or Mediation?
3. 学会等名 1st Conference on Dispute Resolution in Civil and Commercial Matters - Experience of Japan and Vietnam
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 野村美明 = 高杉直 = 長田真里編著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 318頁
3. 書名 『新・ケースで学ぶ国際私法』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	植松 真生 (Uematsu Mao) (00294744)	立命館大学・法務研究科・教授 (34315)	
研究分担者	櫻田 嘉章 (Sakurada Yoshiaki) (10109407)	甲南大学・法学(政治学)研究科(研究院)・みなし専任教員 (34506)	
研究分担者	長田 真里 (Nagata Mari) (10314436)	大阪大学・法学研究科・教授 (14401)	
研究分担者	野村 美明 (Nomura Yoshiaki) (20144420)	大阪大学・国際公共政策研究科・特任教授 (14401)	
研究分担者	中野 俊一郎 (Nakano Shun'ichiro) (30180326)	神戸大学・法学研究科・教授 (14501)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	西谷 祐子 (Nishitani Yuko) (30301047)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	
研究分担者	北坂 尚洋 (Kitasaka Naohiro) (60346129)	福岡大学・法学部・教授 (37111)	
研究分担者	道垣内 正人 (Dogauchi Masato) (70114577)	早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・教授 (32689)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計5件

国際研究集会 Doshisha-Tuebingen Symposium on Modernity's Challenges to Law and Dispute Resolution	開催年 2019年～2019年
国際研究集会 Asian Principles of Private International Law (APPIL): Where we are now and will be in the future	開催年 2020年～2020年
国際研究集会 International Symposium: Current Issues in Private International Law	開催年 2018年～2018年
国際研究集会 Asia-Pacific Colloquium of Journal of Private International Law	開催年 2018年～2018年
国際研究集会 International Conference on Asian Principles of PIL (Family and Inheritance Law)	開催年 2018年～2018年

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------